**令和７年度小国町会計年度任用職員　募集要項**

**１．会計年度任用職員について**

　　会計年度任用職員とは、１年度ごとに任用される非常勤の地方公務員です。

小国町では、常勤の職員より勤務時間の短いパートタイム会計年度任用職員を募集します。

**２．募集について**

（１）募集職種及び任用予定人数等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 募集職種 | 募集人数 | 職務内容 | 報酬額（月額） |
| 介護員 | 若干名 | 介護業務 | 193,161円～ |

※　報酬額欄の金額は、｢小国町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例｣に基づき換算したものです。

（２）任用期間　令和７年５月１日（木）から～令和８年３月３１日（火）

（３）勤務時間　8時３０分～１７時　※休憩６０分

（４）提出書類　申込書

（５）申込書類の受付期間及び提出先

　　　　受付期間：募集人数に達するまで毎月２０日〆切　※必着

　　　　提出先 ：①持参する場合

小国町役場総務企画課行政管理担当へ提出してください。

土、日及び祝日は日直の職員へ提出してください。

　　　　　　　　　　※受付時間：午前8時30分～午後5時15分

　　　　　　　　　②郵送する場合

　　　　　　　　　　封筒の表に「小国町会計年度任用職員採用選考申込書在中」と朱書きのうえ、簡易書留により郵送してください。

　　　　　　　　　　宛先：〒999-1363

山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町2-70

小国町役場総務企画課　行政管理担当

　　　※提出された申込書は返却いたしません。

（６）選考試験実施日時等

　　　　実施日時：随時（申込者に連絡します。）

　　　　場　　所：小国町役場

　　　　選考方法：書類選考及び面接試験

（７）受験資格

　　　　地方公務員法第16条に定める欠格条項が適用されるため、以下に該当する方は受験できません。

　　　　・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

　　　　・小国町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

　　　　・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者など

（８）その他勤務条件等

【社会保険等について】

　　≪社会保険≫　加入　　≪雇用保険≫　加入

【公務災害について】

　　労働者災害補償保険

【服務等について】

　　地方公務員法に定める以下の服務規程が適用され、分限・懲戒処分などを受ける場合がありますので、遵守をお願いします。

　　・服務の根本基準（第30条）

　　・服務の宣誓（第31条）

　　・法令及び上司の職務上の命令に従う義務（第32条）

　　・信用失墜行為の禁止（第33条）

　　・秘密を守る義務（第34条）

　　・職務に専念する義務（第35条）

　　・政治的行為の制限（第36条）

　　・争議行為等の禁止（第37条）

　　・営利企業等の従事制限（兼業の禁止）（第38条）※

※　職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律に違反がない内容であれば許可される場合があります。

**問合先　小国町役場　総務企画課行政管理担当**

**〒999-1363**

**山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目７０番地**

**TEL　０２３８－６２－２１１２**

**担当　羽田・横山**